

## 排水設備及び公共ます取付管の申請・工事施工について

### <指針及び手引きの一部改正について>

令和7年5月より、「仙台市下水道排水設備設計指針」、「排水設備確認申請の手引き」、「取付管工事の手引き」について一部改正及び令和6年度まで定めていた「排水設備及び公共ます取付管の申請等に関する留意事項」を廃止していますので、改めてご確認願います。

### <指針及び手引きの主な改正内容について>

- (1) 令和6年度まで「排水設備及び公共ます取付管の申請等に関する留意事項」に記載されていた項目を指針や手引きに追記して整理
- (2) 令和7年3月25日付、仙台市公認排水設備工事業者あて通知した、排水設備設置に係る手続きの一部変更について、指針や手引きに追記して整理（別紙参照）
- (3) その他、必要事項の追記

### <排水設備及び公共ます取付管の設計・施工について>

排水設備及び公共ます、取付管の設計・施工については、令和7年度に一部改正を行った「仙台市下水道排水設備設計指針（令和7年5月）」、「排水設備確認申請の手引き（令和7年5月）」、「取付管工事の手引き（令和7年5月）」により、設計・施工願います。

### <水洗化工事融資あっせん要綱・実施細目について>

お客さまから融資あっせん制度の利用のご相談がありましたら、ご案内願います。

### <雨水流出抑制施設（浸透ます・貯留タンク）補助制度について>

仙台港周辺の一部の区域を除く市街化区域が補助対象となっています。

引き続きご利用いただきますようPR方よろしく願いいたします。

補助採択要件等詳細については、仙台市ホームページでご案内しています。

「ホーム > くらしの情報 > 住みよい街に > くらし・ライフライン > 下水道ポータルページ > 市民の皆様へ > 雨を流さない取組みに補助金が出ます（エリア限定）」

貯留タンクの補助制度について、令和7年度より担当部署が業務課排水設備係から業務課業務係に変更となりますので、ご注意願います。

### <その他留意事項等>

- (1) 下水道台帳未記載の公共ます及び取付管や長年使用されていない公共ます及び取付管に排水設備を接続する場合は、排水設備等新設等確認申請前に下水道北・南管理センター及び若林下水道サービスセンターでの調査が必要となりますので、事前に排水設備係にご相談願います。
- (2) 令和7年3月より、受付申込み方法がタブレット端末に入力して頂くように変更となりましたので、ご注意願います。
- (3) 令和7年4月より、既設公共ますを使用する排水設備等新設等確認申請を行う際は、公共ますの写真添付を求めています。未添付の場合、後日速やかに提出することを条件として申請を受付していましたが、今後は写真未添付の場合は受付できなくなります。
- (4) 公共ます及び取付管工事承認申請について、受付締切日（水曜日）に多くの申請があった場合、翌週の区役所申請（月曜日）が行えない場合がありますので、早めの申請をお願いします。
- (5) 工期延期について、令和7年度より全て排水設備係で確認を行います。排水設備係での確認完了後、必ず窓口において電算の登録内容変更手続きを行ってください。
- (6) 仙台市下水道排水設備設計指針や排水設備確認申請の手引き、取付管工事の手引き等に記載がない場合や判断に迷う場合等は事前に排水設備係にご相談ください。

### <資料データについて>

下記資料のデータを仙台市ホームページに掲載いたしますので、ご確認よろしく願います。

- ・ 仙台市下水道排水設備設計指針
- ・ 排水設備確認申請の手引き
- ・ 取付管工事の手引き
- ・ 仙台市下水道排水設備等工事検査実施要領
- ・ 仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱
- ・ 仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目
- ・ 仙台市農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん要綱
- ・ 仙台市農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目

「ホーム > 暮らしの情報 > 住みよい街に > 暮らし・ライフライン > 下水道ポータルページ > 事業者の皆様へ > 排水設備工事業者説明会」